

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件

原告 八木橋健太郎








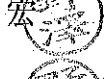



被告 国

準備書面(3)

令和6年3月8日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

被告指定代理人

原	康	展	
野澤	雅	宏	
古瀧	孝	明	
五十嵐	雅	子	
内城		良	
川合	由佳	理	
柴田	和	宏	
難波	祥	平	
関	俊	吾	
田代	伸	一	
鈴木	くる	み	

被告は、本書面において、原告の令和5(2023)年12月22日付け準備書面(03)(以下「原告準備書面(3)」という。)及び令和6(2024)年1月13日付け準備書面(04)(以下「原告準備書面(4)」という。)における原告の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、本書面で定義するもののほか、従前の例による。

第1 本件センターは令和4年1月11日時点において、原告に対して抗原回避措置を講じる必要性を認識していたとする原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、もみあげの理髪はバリカンのアタッチメントを外して行う旨の規則が存在していたとの前提に立った上で、本件センターが令和4年1月11日に実施した原告に対する理髪時にアタッチメントを装着したままもみあげの理髪をしたことからすれば、本件センターは、法律上の根拠に基づき、原告について一定部分の理髪を免除するという特別な処遇に変更しており、施設医師は原告に対して抗原回避措置という医療上の措置を講じる必要性を示していたという実情があるなどとして、同時点において、本件センターは原告に対して抗原回避措置を講じる必要性を認識していた旨主張している(原告準備書面(3)1ないし13ページ)。

2 被告の反論

(1) 原告の主張に理由がないこと

答弁書(14及び15ページ)で述べたとおり、刑事収容施設法60条1項は「受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。」と規定するところ、これは、受刑者に調髪及びひげそりの便宜を与えるとともに、処遇上の必要などから、その意に反しても、調髪及びひげそりを義務付けることができるという趣旨を明らかにしたものである。

上記規定に基づき、施行規則26条5項は「受刑者に行わせる調髪の髪型

の基準は、法務大臣が定める。」と規定し、これを受けて、被収容者の保健衛生及び医療に関する訓令(平成18年法務省矯医訓第3293号訓令)(以下「第3293号訓令」という。)6条1項1号及び別図第1ないし3(甲10・2、8及び9枚目)において、男子の受刑者の髪型の基準を、原型刈り、前五分刈り又は中髪刈りと定め、同条2項において、「男子の受刑者の調髪は、前項第1号に規定する原型刈り又は前五分刈りのうちから、その受刑者が選択する髪型を参考にして(注：傍点は引用者による。)行わせるものとする。ただし、男子の受刑者が次のいずれかに該当する場合において、その者が希望するときは、前項第1号に規定する中髪刈りの髪型を参考にして、適当な長さに頭髪をそろえる調髪を行わせるものとする。」と規定するところ、同項において「参考にして」とされているのは、第3293号訓令で厳密に定められている髪の長さなどと完全に一致させる必要はないとする趣旨である(逐条解説234ページ参照)。

そして、前五分刈りについて説明する第3293号訓令別図第2(甲10・8枚目)は、「もみあげ」について、「おおむね外まなじりの下部と迎珠上部を結ぶ線とする」と定めるほか、調髪の方法についてクリッパー線より上部を1.6センチメートルのクリッパーを用いて全体を平均に刈ること、クリッパー線より下部については、0.7センチメートル、0.2センチメートルのクリッパーを用いて、クリッパー線より上部の髪との調和を図りながら適宜刈り進める旨を定めているにすぎない。

これに対し、原告は、同訓令を解釈すれば、「もみあげ」の最下端部より「下部における頭髪の長さについて…(中略)…少なくとも0.2センチメートルより短くする必要がある」(原告準備書面(3)6ページ)旨主張するが、同訓令は「髪型」の基準を示しているものであり、もみあげの最下端部より下部の「髪型」ではない部分の毛の長さについて定めるものではない。加えて、本件センターでは、従前から、けがをしたり、肌が荒れて血がにじむ可

能性がある者や、肌が弱いなどの申出があった者に対しては、理髪立会職員や工場担当職員の判断で、アタッチメントを装着させたまま調髪を実施していたこと(乙17)も踏まえると、本件センターにおいて、もみあげの最下端部より下部の毛の長さを少なくとも0.2センチメートルより短くする必要があるとされていたとはいえない。そうすると、「もみあげの理髪はアタッチメントを外して行う」という規則が存在したとの原告の主張は理由がない。

したがって、令和4年1月11日、本件センター職員が原告の調髪に際してアタッチメントを装着したまま調髪を実施したことが、原告に対し、「一定部分の理髪の免除するという特別な処遇に変更し」との原告の主張は、誤解に基づく推測を重ねたものにすぎず、理由がない。

(2) 本件センター職員が抗原回避措置を講じる必要性を認識していたとはいえず、原告の主張には理由がないこと

答弁書(28ページ)で述べたとおり、本件センターにおいて、令和4年1月11日に原告に対し、アタッチメントを装着したまま調髪を実施した理由は、原告から樹脂製アタッチメントを装着したまま実施したいのと申出があったところ、もみあげ等の調髪時にアタッチメントを必ず外さなければならないものとはされていなかったことから、上司に報告の上、アタッチメントを装着したまま実施したにすぎず、原告の金属アレルギーの有無に着目したものである。

また、答弁書(26ページ)や令和5年10月23日付け被告準備書面(1)(17、18ページ及び25ページ(求釈明「1」「2」に対する回答)、以下「被告準備書面(II)」という。)で述べたとおり、同皮膚科医師は、令和3年11月25日、原告の診察において、皮膚の炎症については外用薬で対応するように説明し、何かしらの症状が出た際には再度検診する旨の経過観察の所見を示していた。

したがって、本件センターにおいて、令和4年1月11日に、原告に対し、

アタッチメントを装着したままで調髪が実施されたからといって、本件センター職員が、原告に対して抗原回避措置を講じる必要性を認識していたとはいえない。

なお、原告は、令和4年1月11日にアタッチメントを装着したまま調髪を実施したことについて、「抗原回避措置を講じる必要性がある旨の医務課の確認が取れたため」と主張するが、原告が主張する職員による医務課への確認の事実を裏付ける証拠はなく、そのような事実は認められない。

(3) 小括

以上から、抗原回避措置の必要性に関する原告の主張は理由がない。

第2 令和4年1月20日の原告の診察時に本件センター職員が金属アレルギーの訴えに対して制止し、診察室から退室するよう指示して金属アレルギーの診察を行わせなかった措置は違法であるとする原告の主張には理由がないこと

1 令和4年1月20日の診察に関連する事実の経過

(1) 令和3年11月25日の診察

答弁書(26ページ)で述べたとおり、原告は、令和3年11月25日に同皮膚科医師による診察を受けた。その際、原告は、同皮膚科医師から、本件センターでは金属アレルギーの検査ができないことから、正確な診断はできない旨説明を受けるとともに、皮膚の炎症については外用薬で対応するよう説明を受けた。また、同皮膚科医師は、原告について、何かしらの症状が出た際には、再度診察することとして、経過観察との所見を示し(答弁書26ページ、乙12・2枚目、乙13・4枚目)、医務係長Eも同所見を確認していた。

(2) 令和4年1月20日の診察

ア 原告は、令和4年1月19日、手のしもやけが悪化しているとして、皮膚科の診察を申し出、同月20日に同皮膚科医師による診察を受けた。原

告は、同診察中、突然、金属アレルギーについて話し始めたため、同診察を立会いしていた医務係長Eは、原告に対し、金属アレルギーについては、今回の診察内容であるしもやけと無関係な内容であるので、しもやけ以外の話はしないよう指導(以下「本件指導」という。)した。

イ しかしながら、原告がなおも金属アレルギーについて話し続けたことから、医務係長Eとともに同診察を立会いしていた第4区長が、原告に対し、診察室から退室するよう指示(以下「本件退室指示」という。)したが、原告がこれに従わなかったため、第4区長は、本件センター医務課職員Fに対して、処遇本部への応援連絡をするよう指示した。

ウ 原告は、医務係長E及び第4区長が本件退室指示を繰り返したが、同指示に従わず、自己の訴訟に使用したいとして、しもやけ及び金属アレルギーに係る診断書の作成等を医師に訴え続けた。その後、原告は、同皮膚科医師から「診察は終わりです。」などと言われると、「分かりました。」などと述べて自ら診察室から退室した。(以上、アないしウにつき答弁書28及び29ページ、乙19)

2 刑事施設における被収容者に対する医療上の措置

刑事収容施設法56条は「刑事施設においては、被収容者の心身の状況を把握することに努め、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生及び医療上の措置を講ずるものとする。」として、刑事施設における保健衛生及び医療の原則について規定している。

また、同62条は、刑事施設の長は、被収容者が傷病にかかっているとき又はその疑いがあるときには、速やかに刑事施設の職員である医師による診断を行い、その他の必要な医療上の措置を執るものとする旨を定めている。

一方で、刑事施設における被収容者に対する医療上の措置は、刑事施設の責任及び費用負担により行われるものであり、被収容者については拘禁の性質上

医療に関する自己決定権も制約されていることに照らすと、刑事施設においては、患者である被収容者が望むとおりの医療行為が必ず実施されることまで保障されているわけではない(平成27年12月22日地裁判決(乙53・14及び15ページ)参照)。

3 原告の主張及び被告の反論

(1) 原告の主張

原告の主張は明確ではないが、原告は、被収容者において、巡回において述べた主訴以外の症状について当該診察時に訴えてはならない旨の規定は法令上存在しないなどとして、令和4年1月20日の同皮膚科医師による診察時に、原告がしもやけの症状に加え、金属アレルギーに係る訴えをしたことに対し、本件センター職員が制止及び退室の指示をしたことについて、違法である旨主張するようである(原告準備書面(3)13ないし18ページ)。

(2) 被告の反論

ア 本件指導及び本件退室指示により金属アレルギーに係る診察を行わせなかった措置は違法であるとする原告の主張には理由がないこと

前記2でも述べたとおり、刑事施設における被収容者に対する医療上の措置は、刑事施設の責任及び費用負担により行われるものであり、かつ、多数の被収容者を収容する刑事施設における医療の資源が有限であることも踏まえると、被収容者は、特定の傷病について医師の診察を受ける際には、社会内における任意の受診と異なり、主観的に診療を希望する他の傷病についても自由に診療を受けることが当然に保障されているわけではないことは、上記措置の性質上やむを得ないことである。したがって、刑事施設の長は、被収容者について、症状等に照らして特に医師の診療を受けさせる必要性がない場合や、医師の診察を受けて療養中あるいは経過観察中で特段症状の悪化もないなど、その時点で医師の診療を受けさせる必要が認められない場合には、当該症状に関して医師の診察を受けさせなければ

ならないという理由はない。

そして、前記1で述べた、令和4年1月20日の診察に関連する事実の経過のとおり、同日の診察に先立つ令和3年11月25日の診察において、原告は、同皮膚科医師から本件センターでは金属アレルギーの検査ができないことから、その有無に関する正確な診断はできない旨とともに、皮膚の炎症については外用薬で対応するよう説明を受けており、何かしらの症状が出た際には、再度診察することとして経過観察の所見が示されており、医務係長Eもその所見を確認していた。他方で、令和4年1月19日の原告からの皮膚科の診察申出の際には、原告からは、上記所見のとおり経過観察中であったところ、金属アレルギーについて何かしらの症状を示した旨の申出はしていなかった。

このように、本件センターにおいて、令和4年1月20日に原告に受けさせる診察は、しもやけの症状に関するものであり、かつ、金属アレルギーについては、上記のとおり同皮膚科医師において、経過観察として「何かしらの症状が出た際は再診察」とする診断がされており、今回も原告から症状が出たとの申出はなかったことから、診察内容として予定していなかったものである。これらの事情を踏まえて、医務係長Eは、金属アレルギーについては、今回の診察内容であるしもやけとは無関係な申出であり、かつ、これについて診療を受けさせる必要性も認めなかったことから、本件指導を行ったものであり、原告が本件指導に対して従わなかったために、本件退室指示を行った経緯からすると、本件指導及び本件退室指示が違法であるとはいえず、原告の金属アレルギーに係る診察を行わせなかった措置が違法である旨の原告の主張は理由がない。

イ 本件センターには、原告が金属アレルギーに係る診察を受けることを阻止しなければならない事情は存在しないこと

原告は、その主張の趣旨が不明確であるものの、原告が本件センターの

指示に従わなかったことに対し、本件センターが執るべき懲罰等の措置を執らなかったのは、規定及び経験則に反し不自然であり、指示に従わせるだけの権限が存在しないから執れなかったものであり、特に金属アレルギーに係る診察を受けることを阻止しなければならない何らかの事情があったからであるなどと主張する(原告準備書面(3)14ないし19ページ)。

しかしながら、本件指導及び本件退室指示が違法でないことは、上記アのとおりであるところ、原告が本件指導等に従わなかったことに関し、本件センターが原告に対する懲罰等の措置を執るか否かと、令和4年1月20日、本件センターが、原告に金属アレルギーに関する医療上の措置としての医師の診察を受けさせる必要性があったか否かとは、直接関連するものではなく、原告の上記主張は理由がない。

第3 結語

以上のとおり、原告の主張は理由がなく、速やかに棄却されるべきである。

第4 原告の調査囑託申立てに関する意見

1 意見

原告の令和5(2023)年12月22日付け調査囑託申立書(02)による申立て(以下「令和5年12月22日付け申立て」という。)については、いずれも却下されるべきである。

2 理由

(1) はじめに

調査囑託を採用するに当たっては、それが「必要な」(民事訴訟法186条)ものであるべきところ、令和5年12月22日付け申立ては、その必要性を欠くものである。

(2) 令和5年12月22日付け申立ての調査事項について

本件センターは獨協病院及び前橋病院から「急性骨髄性白血病に対する化学療法を受けるにあたり、入院する患者やその家族といった同伴者などへの留意事項等が記載された資料等」及び「こうした留意事項等の説明のために、これらの者に渡している資料等」は受領しておらず、両病院から提供を受けた資料は、令和2年7月16日付け「紹介状(診療情報提供書)」(乙34)及び令和3年3月12日付け「診療情報提供書」(乙35)のみである。

よって調査嘱託を行う必要性が認められない。

第5 原告準備書面(4)に係る求釈明について

- 1 令和4年3月14日時点における原告のひげの状態について、どのような点がどの程度、どのような法令に違反しているのかについて

(1) 関係法令

被収容者は、集団生活を送る観点から、刑事収容施設法58条により清潔保持の義務が課せられていることを前提として、前記第1の2(1)で述べたとおり、刑事収容施設法60条1項は、受刑者にひげそりの便宜を与えるとともに、処遇上の必要などから、その意に反しても、調髪及びひげそりを義務付けることができる趣旨を明らかにしており、さらに、施行規則26条2項は、ひげそりの頻度は、刑の執行開始後速やかに及び1週間に2回以上とすることを定めている。

これは、受刑者は多量の汗をかくような肉体労働による作業を行わせることが少なくなく、また、機械を作動させる作業に従事するような際に機械への巻き込みなどの危険を防止するという観点からも自由に髪やひげを伸ばすことを認めることは適當ではないといった理由によるものである(逐条解説235ページ)。

(2) 令和4年3月14日時点における原告のひげの状態について

原告は、金属アレルギーの反応が比較的弱い下唇下部及び両頬の一部に

限ってひげを処理し、それ以外のひげについてはおおむね10ミリメートルに満たない長さで切りそろえており、清潔保持義務に違反する状態ではない旨主張するが(原告準備書面(2)11ないし13ページ)、当該主張に対する反論は、被告準備書面(1)(20ないし22ページ)で述べたとおりである。

2 「ひげを切りそろえた状態」とは、具体的に何ミリメートル以内の状態を指すのかについて

受刑者のひげの長さについて具体的な数値を示す関係法令等は存在しないが、被告準備書面(1)(20ないし22ページ)で反論したとおり、受刑者に対しては1週間に2回以上の頻度でひげそりが義務化されていること、及び一般的に男性のひげの伸び方が1日あたり約0.2~0.4ミリメートル(仮に週2回(3.5日)換算で約0.7~1.4ミリメートル相当)とされていることを鑑みると、ひげを「おおむね10ミリメートル」程度に伸ばした状態は、外観上明らかにひげが伸びているといえるものである。

以上